

不当な差別的言動に係る拡散防止措置の公表について

相模原市人権尊重のまちづくり条例(令和 6 年相模原市条例第 2 8 号)第 2 0 条
第 1 項の規定により障害者に対する不当な差別的言動に係る表現内容の拡散を
防止するために必要な措置を講じ、同条第 2 項の規定により別紙のとおり公表し
ます。

問合せ先
人権・男女共同参画課
電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 0 5

相模原市人権尊重のまちづくり条例(令和6年相模原市条例第28号。以下「条例」という。)第20条第1項の規定により障害者に対する不当な差別的言動に係る表現内容の拡散を防止するために必要な措置を講じ、同条第2項の規定により公表する。

1 障害者に対する不当な差別的言動に該当する旨の判断

SNS(X(エックス))に投稿された、市民等を対象として障害者であることを理由とする「〇〇〇(人間ではないものに例える侮蔑的表現)を処分」という文言を含む表現活動は、障害者に対する不当な差別的言動に該当する。

2 事案の概要

1に記載のとおり

3 条例第20条第1項の規定により市長が講じた措置

条例第20条第1項に規定により「X」を運営するX Corp.に対し、当該投稿の削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた日

令和7年6月23日

5 その他

(1) 1の表現は、障害者に対する不当な差別的言動に該当すると判断し、拡散を防止する措置を講じたものであるが、この事実を市民に周知することにより、障害者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。

(2) 公表したもの以外の表現が障害者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。